

出版規程

(総則)

第1条 本規程は、本学会が扱う出版物のうち、会誌（電気学会誌、電気学会部門誌）を除く出版物に係わる事項を定めるものである。

(出版の目的)

第2条 本学会の出版は、電気に関する学理およびその応用技術の教育・普及を図り、もって広く学術の発展と文化の向上に寄与することを目的に行う。

(出版物の分類)

第3条 会誌を除き、本学会で扱う出版物は以下とする。

- (1) 教科書・専門書、および技術啓発書
- (2) 電気工学ハンドブック
- (3) 技術報告、技術報告単行本
- (4) 標準規格（JEC）および専門用語集
- (5) その他の委員会等の成果物（委員会等が企画・執筆・出版する成果物）

(所管)

第4条 第3条の出版物の企画・記述内容・制作・発行・重版・改訂・廃刊・在庫調整に関する主要な事項の審議は、各担当委員会があたる。

2. 教科書・専門書、および技術啓発書の出版は出版事業委員会があたる。
3. 電気工学ハンドブックの出版は、電気工学ハンドブック改版委員会があたる。
4. 技術報告の出版は部門研究調査運営委員会が、技術報告単行本の出版は、技術委員会、部門研究調査運営委員会、および部門役員会があたる。
5. 標準規格（JEC）および専門用語集の出版は、電気規格調査会があたる。
6. その他の委員会等の成果物の出版は、該当する委員会があたる。

(著作権等)

第5条 第3条の著作物の著作権に関する基本的事項は、編修・規程3「著作権規程」による。

2. 委託出版の場合の著作権の取り扱いは、委託先と協議して別途定める。
3. 第3条の出版物の発行人は、本学会事務局長とする。

(執筆料)

第6条 教科書・専門書、および技術啓発書の執筆者には、別に定める「教科書等の著作・監修の印税、および校閲料等の支払に関する申し合わせ」に基づく額を支払う。

(収支予算)

第7条 第3条の出版物の収支は、一般会計の図書収入および図書支出とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
4. 本規程は平成10年11月12日、理事会において一部改正。

5. 本規程は平成 12 年 10 月 18 日、理事会において一部改正。
6. 本規程は平成 12 年 10 月 18 日より施行する。
7. 本規程は平成 29 年 3 月 9 日、理事会において一部改正。
8. 本規程は平成 31 年 3 月 1 日、理事会において一部改正。
9. 本規程は令和 5 年 5 月 9 日、理事会において一部改正。